

船舶事故調査報告書

平成29年9月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（養殖施設）
発生日時	平成29年4月14日 03時35分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市沖小島南東方沖 神瀬灯台から真方位133° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯31° 32.4′ 東経130° 37.4′）
事故の概要	プレジャーボート恵比須丸は、航行中、養殖施設に衝突した。 恵比須丸は、船長が死亡し、船体が浸水して所在不明となり、養殖施設に擦過痕を生じた。
事故調査の経過	平成29年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 恵比須丸、5トン未満 295-39865鹿児島、個人所有 5.58m（Lr）×1.98m×0.90m、FRP 電気点火機関、51.5kW、平成10年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年12月5日 免許証交付日 平成25年7月30日 （平成30年12月7日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	本船 不明 養殖施設 擦過痕
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年4月14日02時30分ごろ鹿児島県始良市加治木港を出港した。 船長の友人は、03時35分ごろ、加治木港で自分の船を準備していたところ、船長から携帯電話で、たった今養殖施設に衝突して胸を強打し、船内に浸水がある旨の連絡を受けた。 友人は、船長の携帯電話との通信状態が悪く、発生場所等詳細な状

	<p>況を聞くことができなかったが、本船と自分の釣り船とが、鹿児島県指宿市東方沖の釣り場で合流して一緒にたい釣りをする予定だったので、本船の経路付近にある沖小島北西方沖の養殖施設に向かい、本船を探したが、発見できなかった。</p> <p>友人は、続いて北上し、始良市沿岸の養殖施設付近でも本船を探したが、発見できないまま、給油のため加治木港に戻り、08時30分ごろ、海上保安庁に本事故の発生を通報するとともに船長と共通の知人を自分の釣り船に乗せて一緒に本船を探すこととした。</p> <p>海上保安庁の捜索において、14日昼頃に沖小島の南東方沖に軽質油の湧出場所が見付かり、同場所付近の養殖施設に擦過痕、また同施設内に船長の姓が記入された道具箱の蓋等が発見され、付近の海底（水深約75m）に小型船らしきソナー映像が確認された。</p> <p>船長は、15日15時35分ごろ海上保安庁により沖小島の南東側海岸で発見され、搬送された病院で死亡が確認され、溺死の疑いと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約1年前に本船を中古で購入したが、本船で釣りをする海域は加治木港周辺であった。</p> <p>船長は、本船を購入する前、友人の釣り船に釣り客として乗船しており、本事故時の目的地である指宿市東方沖の釣り場にも連れて行ってもらったことがあった。</p> <p>友人は、今回船長が本船で指宿市東方沖の釣り場にて釣りをしたいと言ったので、一緒に自分の釣り船も同釣り場に向かって場所等を教えることとしていた。</p> <p>友人は、船長が本船の速力を考慮して早めに出港して釣り場に向かったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、GPSプロッターを設置していたが、レーダー及び自動操舵装置を装備していなかった。</p> <p>船長は、発見されたとき、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、泳ぐことができた。</p> <p>本船が衝突した養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）は、俵型浮子十数個で水面上に浮上しており、直径約0.1mの鋼製パイプで組み立てられた縦約8.0m横約8.0m高さ約0.5mの額縁状の施設で、固定ブイに一点係留されていた。</p> <p>沖小島の南東側の養殖場には、本件養殖施設と同様の養殖施設が20数個設置されていた。</p> <p>養殖施設に灯火は取り付けられていなかったが、四角形の養殖場を示すため、四隅に小型灯浮標が設置されていた。</p> <p>友人は、夜間に釣り船が沖小島周辺に接近することはないので、船長が沖小島の周辺に養殖場が設置されていることを知らずに同島の南</p>

	東側の養殖場に進入したものと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり 不明 なし 本船は、加治木港から指宿市東方沖の釣り場に向けて手動操舵で航行中、沖小島の南東側の養殖場に進入し、本件養殖施設に衝突したものと考えられるが、船長が死亡したことから、本件養殖施設に衝突するに至った状況を明らかにすることができなかった。 船長は、溺死の疑いとされた。 船長は、本船が本件養殖施設に衝突したのちに落水し、溺死した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、加治木港から指宿市東方沖の釣り場に向けて手動操舵で航行中、沖小島の南東側の養殖場に進入し、本件養殖施設に衝突したものと考えられる。

付図1 事故発生場所概略図

